

平成28年 第4回 伊丹市教育委員会 臨時会 会議録

1. 日 時 平成28年5月12日(木) 午後3時00分～午後3時50分
2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室
3. 主 宰 者 教育長 木下 誠
4. 委員の出席 江原 礼子 川畑 徹朗 秋田 久子 川崎 かおり
5. 委員の欠席 なし
6. 傍 聴 人 なし
7. 関係者の出席 教育長 木下 誠
教育次長 二宮 叔枝
学校教育部長 村上 順一
生涯学習部長 小長谷 正治
教育長付参事 二宮 毅
総合教育センター所長 後藤 猛虎
管理部副参事 升井 竜雄
施設課長 宮木 哲男
教育企画課長 春名 潤一
学校指導課長 廣重 久美子
学事課長 大村 寿一
総合教育センター主幹 尾崎 眞弓
保健体育課長 増田 健一
学校給食センター所長 田中 康之
中学校給食センター設立準備室長 長澤 利文
社会教育課長 中畔 明日香
スポーツ振興課長 前田 勝弘
公民館長 池田 真美
図書館長 三枝 芳美
博物館長 亀田 浩
総合教育センター副主幹 八束 伸明
人権教育担当主幹 森口 真一
少年愛護センター所長 米田 博一
教育総務課長 中井 秀典
教育総務課 高田 幸美
教育総務課 寺内 みこ

8. 議事

- (1) 開会宣言 木下教育長(午後3時00分)
- (2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。
日程第 1 議案第39号の審議
日程第 2 議案第38号の審議

(3) 議案第39号の審議(日程第1)

木下教育長より「議案第39号 伊丹市体育大会等における組体操の取組に関する基本的な方針について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市体育大会等における組体操の取組に関する基本的な方針を策定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明がなされた。

質疑応答の後、川畑委員から「『2-(6)指導に当たる教師は、安全対策研修の受講や、

これまでの事故の把握に努めること』を『2－（6）指導に当たる教師は、安全対策研修を受講すること。また、これまでの事故の把握に努めること。』とするべきである。」との修正案（修正案1）が提出され、「研修を受講し、安全対策や配慮事項について学ぶことは、様々な危険を回避するうえで非常に重要であることから、努力規定ではなく、必ず受講するよう規定するべきである。」という説明がなされた。次に、川崎委員から『別紙様式1号』の『1 練習計画』に記載する『(例)』の『配慮事項』欄には各練習内容に対する具体的な配慮事項を記載するべきである。」との修正案（修正案2）が提出され、「柔軟体操を十分に行うのは全体をとおしての基本である。事故が起こったときには、各練習内容でどのようなことに配慮していたのかということが焦点になるので、具体的に記載するべきである。」という説明がなされた。次に、川畑委員から『別紙様式1』の『1 練習計画』の下に『雨天時の配慮事項』をあらかじめ記載しておくべきである。」との修正案（修正案3）が提出され、「雨天時に体育館で練習した場合に事故が多いという事実を鑑みると、配慮事項をあらかじめ記載しておいて、雨天時の練習への危険意識を高めるのが望ましい。」という説明がなされた。次に、江原委員から『2－（2）児童生徒の体力の状況等を正確に把握し、無理のない練習計画をたてること。また、練習状況に応じて、演技内容や練習計画を適切に見直すこと。』を『2－（2）児童生徒の体力の状況等を正確に把握し、無理のない指導計画をたてること。また状況に応じて、演技内容や指導計画を適切に見直すこと。』とし、『別紙様式1』の『練習計画』を『指導計画』とするべきである。」との修正案（修正案4）が提出され、「『練習』には繰り返し習うという意味がある。学校が提出する計画は、組体操を安全に実施するために段階的に取り組む内容を記載したものであることから、教え導くという意味の『指導』を使い、『指導計画』とするのが適していると思う。」との説明がなされた。次に、秋田委員から『別紙様式1』に具体的な児童生徒の配置とその配置根拠を記載するべきである」との修正案（修正案5）が提出され、「前回の協議会で申し上げた『教育課程については校長の権限である』を踏まえたうえでの修正である。原案の書式にある練習日時や場所等については、天候や児童生徒の出席・健康状態で柔軟に対応を要することもあり、それを踏まえて学校が把握し記録するのが適切である。したがって、教育委員会に提出する書式をつくるのであれば、学校長による実施や変更の判断基準となる具体的な事項、すなわち具体的な児童生徒の配置とその配置根拠を記載する様式にするべきである。学校に練習計画を提出させるということは2つの意味がある。一つは教育委員会がその内容を把握するということ、もう一つは対外的に説明する資料ということである。その意味で前回協議会において『詳しすぎる計画日程は現場の身動きを不自由にし、時として教育委員会の支援の妨げになることがある。』と申し上げた。万が一なにかあった場合、提出した計画と実態の齟齬は指摘の的になってしまう。過去の例にも、齟齬があれば計画がいい加減だと見られる、一方齟齬をなくすために提出書類の修正をすればごまかしていると指弾されることがあった。そういったことから、協議会において、詳細な練習計画は当然学校が持つておくべ

きものなので、教育委員会に提出する最終的な書類としては、プログラムの競技内容に応じて安全実施のための具体的な児童生徒の配置とその配置根拠を記載するに留めるのがよいと思う。」という説明がなされた。

修正案1については、全委員一致で修正案1を可決。

修正案2については、全委員一致で修正案2を可決。

修正案3については、質疑応答の後、賛成3人の多数で修正案3を可決。

修正案4については、賛成3人の多数で修正案4を可決。

修正案5については、質疑応答の後、賛成2人の少数で修正案5を否決。

残る原案については、全委員一致で残る原案を可決。

原案に対する質疑応答

川畑委員 2－(6)について、指導に当たる教師の安全対策研修の受講は努力義務か。現状、市独自でそのような研修を行っているか。

増田課長 組体操に特化した研修は実施していないが、今年度から実施する予定である。努力義務としているが、毎年必ず実施していきたいということを校長会等で説明している。

修正案3に対する質疑応答

秋田委員 この修正案は、私の言った根本的な話に関わってくると思う。私の詳しくすぎる計画を提出させるべきでないという意見と相反するものだと思うが、どのように取り扱うのか。

木下教育長 それぞれの委員が提出された修正案として個別に取り扱う。

秋田委員 個別のことではなく、包含的に考えられないか。私の意見は、万が一にかあったとき、指摘の論点がずれる不毛な混乱を避けるという意味合いの話であり、修正案として取り扱いできないと思うのだが。

木下教育長 秋田委員から「別紙様式1は、具体的な児童生徒の配置とその配置根拠を記載すべきである」という修正案が提出されたと理解しており、そのように取り扱う。

修正案5に対する質疑応答

川畑委員 組体操による重大な事故が発生しているなかで、そのような雑ばくな計画しかたてないのは、責任の放棄ではないか。天候等の理由で、練習が計画どおりに実施されないことは当然あるし、いつ、どのような理由で計画を変更したのかを振り返ることは必要である。計画どおり練習ができない場合があるから計画をたてないというのは怠慢行為ではないか。万が一、なにかあったときに、計画もたてず練習していたことの方が大きな罪となるのでは。

秋田委員 計画をたてないのではなく、教育委員会に提出する書類は、最終形として先ほどから説明しているような内容でよいという話だ。詳細な練習計画日程は当然学校で持っておくべきものとする。

川畑委員 その仕組みには反対である。学校から提出された計画を教育委員会が確認して、責任をもって一緒に考え、事故防止に向け取り組んでいくという姿勢が大前提としてあるからである。あいまいな計画をたてるのであれば、提出させる意味がない。

秋田委員 私の経験から現場側の意見となるが、学校長はなにか起こったときの説明責任を常に考えて判断していると思う。善意からの決定であるにも関わらず、実態が書類の言葉と異なっていることで、本質ではないところに焦点があてられ、問題が大きくなってしまうということがある。そういったことから、詳細な練習日程計画日程を教育委員会に提出させるべきではないと思うし、教育委員会が現場で確認して指導すればよいと思う。教育委員会に事前に提出された各学校の詳細な練習計画日程があると、実態とのずれが指摘的になる。そのことまでシミュレーションしておかなければならない。

川畑委員 今回の決定で一番大切なことは、事故が起きて、一生取り返しのつかないような被害を子どもが被らないようにということである。そのために学校と教育委員会が一緒になって事故防止に取り組むことである。リスクをできるだけ小さくするような努力を学校と教育委員会がしているかということである。これまでも学校は、事故防止に尽力していたと思うが、事故は減る気配にないわけで、もう一步踏み込んだ取組が必要である。

マスコミ対策が大切なのも分かる。むしろしっかりとした計画をたてていない方が問題は大きい。

もし外国で組体操のように子どもにとってリスクの高い活動を実施しよ

うとする場合、全ての保護者から自分の子どもをそうした活動に参加させることに関する同意書を事前にとらなければならない。そのくらい、子どもの教育に対して親が責任をもって関わっている。日本ではそのような状況はないが、だからこそ学校として、教育委員会として、子どもの安全に対する万全の配慮をきちんと明示することが求められる。

秋田委員 マスコミ対策で言っているわけではない。思うところは川畑委員と同じだと思う。重点をどこに置くかという問題である。現場は刻一刻と状況が変化している。もし事故が起きたとき、これだけ問題視されているなかでなぜ実施したのかという感情にぶつかるのは避けられない。そうなると、計画日程と実態の齟齬が事態を混乱させる。学校では大きな計画のもと、詳細な練習計画日程をたてて練習を実施し、記録を残せばいいと思う。提出した計画を後日修正するという話もあったが、それなら後から記録を提出すればいいのではないか。教育課程は、子どもの命を預かっている学校で、学校長が自分の存在をかけて判断することである。私が言いたいのは、教育委員会が日程等の詳しすぎる書類を提出させ残っていると、現状との相違点に焦点が移るということだ。

江原委員 お2人の言われていることは、どちらももともと感じている。今、現場では子どもの安全に対する意識が非常に高くなっていて、指導計画をたてていこうという流れが見られる。今回の提案にあたっては、事務局が現場と十分に協議したうえでのことだと察するので、基本的には原案どおりの仕組みでよいと思う。

川崎委員 学校に報告は求めるのか。

増田課長 体育大会等については、実施後に結果を検証し、担当者会で情報共有を行っている。いわゆる実施報告書の提出は求めない。

木下教育長 今回の提案の最も大きな目的は、事故の未然防止である。教育委員会は現場を管理する責任がある。計画と実態の齟齬に関する秋田委員のご意見は十分理解できるが、状況の変化による変更はあって然るべきものなので、なにかあったときは、その部分について学校長がきっちり説明責任を果たせばよいと思う。しっかりとした練習計画をたてて、事故の未然防止に資すること

が最たる目的である。

川崎委員 秋田委員のおっしゃる教育委員会に提出する最終形の書類は具体的にどのようなものか。

秋田委員 例えば、ピラミッドであれば、1段目はこういった体格の児童生徒が何人で、2段目は・・・、と具体的に安全な配置を考えたもの、そして、欠席者がいて同程度の体格のものがいなければ実施しないといったような、判断基準となるものをイメージしている。体育大会等において、危険な競技は組体操だけではない。だから、各競技毎に仕組みと配慮事項を記載したものである。それ以上の詳細な練習計画日程は、学校が持つておくべきものであって、教育委員会に提出するべきものではない。後日現状に合わせて提出した計画を修正するのであれば、学校が持っている詳細な練習計画日程を実施後に提出させても同じ意味になるし、安全も担保できると思う。

川崎委員 今回の方針は、組体操に特化したものではないのか。

木下教育長 組体操に特化したものである。

秋田委員 であれば、組体操だけでよい。どういう体格の子どもをどこに配置してということを記載すれば、学校がどこまで配慮したかが明確になる。教育委員会としても支援がしやすい。一方、子どもと保護者が実施したいという流れのなかで、中止せざるを得ない状況になったとき、学校長が判断する基準になる。そして、その判断を子どもと保護者に説明するための根拠となるものになる。詳細な練習計画日程を教育委員会に提出したからといって事故がなくなるわけではない。計画の作成をとおして、現場で安全対策について考える機会となる、そして中止するときの根拠となる、というものであるべきだと思う。

川崎委員 秋田委員がおっしゃる内容は、指導のための要綱のようなものになるのではないか。

川畑委員 体育大会等の各競技でリスクがあるのはどの競技でも同じこと。それぞれの競技の練習計画は学校側が持つておけばいい。今、問題となっているのは、死につながるような重大な事故が起こるかもしれないと言われている組体

操を実施するにあたって、学校が具体的な練習計画を持たず、教育委員会が把握していないということ。練習計画があれば、万が一事故が起ってしまったとしても、後から問題点を洗い出して、解決に資することができる。ざっくりとした計画では、ざっくりとした原因しか分からないし、次の対策につなげることができない。

江原委員 川崎委員がおっしゃったことに関連してだが、秋田委員のご意見は非常に重要な視点であると思っていて、そういったことは安全対策研修などで議題にあげて、徹底して共有しておくべき事柄だと思う。そのうえで、学校として練習計画を作成し、教育委員会に提出するという流れでよいと考えることから、基本的には原案どおりでよいと思う。

秋田委員 これだけ議論できることは大切であるし、現場や保護者にも競技の目的や安全について知ってもらいたいと思う。

先ほど教育長は、なにか起こった場合の説明責任は学校長にあるとおっしゃったが、説明責任を教育委員会として引き受けていく必要があると考える。

木下教育長 今回の提案の意図は、見通しをもった計画をきちんと作ることによって教員の意識を高め、教育委員会が計画を把握して指導助言にあたるという仕組みづくりである。練習の進捗や天候によって計画どおりに進まないことは必ず起こりうる。そのときは、学校長はその理由を説明することによって理解してもらえらると思う。

秋田委員 色々な視点からの意見を交えることが重要で、今回の議論で私の危惧することもご理解いただけたと思う。最悪の場合もシミュレーションしておかなければならない。教育長が義務教育の現状をよくご存知のうえで、この書式で提出されても大丈夫だということであればかまわない。だが、細かすぎる書類は現場を縛ることになり、細かすぎる計画は予定どおりに事が運ばなかったときに困難を生む原因になるということを最後に申し上げておく。

(4) 議案第38号の審議（日程第2）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第38号 伊丹市立総合教育センター運営協議会委員の委嘱または任命について」を可決。

(5) 閉会宣言

木下教育長（午後 3 時 5 0 分）

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子